

市有財産売買契約書（見本）

売渡人 多治見市（以下「甲」という。）と買受人【落札者】（以下「乙」という。）との間において、下記の条項により市有財産の売買契約（以下「本契約」という。）を締結する。

記

（契約の主旨）

第1条 甲は、甲の所有する末尾記載の市有財産（以下「売買物件」という。）を次条以下の約定により乙に現状有姿にて売り渡し、乙はこれを買受けるものとする。

（売買代金）

第2条 前条にかかる売買代金は、金【落札金額】円（うち消費税及び地方消費税の額円）とする。

2 乙は、前項の売買代金を甲が発行する請求書又は納入通知書により、契約締結日から1ヶ月以内に甲が指定する期日までに多治見市指定金融機関に納入するものとする。

3 甲は、第1項の売買代金から乙が納入した入札保証金を控除した金額の納入通知書を発行し、納入済みの入札保証金を売買代金に充当するものとする。

（売買物件の引渡し）

第3条 乙が、売買代金の納入を完了したとき、甲から乙に売買物件の引渡しがあったものとする。

（免責）

第4条 甲は、本契約締結後の面積の増減、境界の紛争等には一切責任を負わないものとし、乙は、甲に対し、異議の申立て又は売買代金の減額その他の請求をすることができない。

（契約不適合責任）

第5条 乙は、売買物件の引渡し後、売買物件の種類、品質または数量その他契約の不適合を理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。

（危険負担等）

第6条 本契約締結後、天災地変その他甲及び乙の責めに帰さない理由により売買物件（土地の定着物を含む。）が滅失又は毀損したときは、その滅失又は毀損が売買物件の引渡し前の場合にあっては甲の負担とし、引渡し後の場合にあっては乙の負担とする。

2 甲は、前項の滅失又は毀損に係る負担が甲以外の者の責めに帰する事由により生じた場合は、当該原因者による賠償をもって負担することができる。

（契約の解除）

第7条 甲は、乙が第2条第2項の規定に違反したとき、その他この契約に定める条項に違反したとき又は義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

2 甲は、前条第1項の規定による負担が売買代金と比して著しく過大となるなど本契約を締結した目的を達成することができない場合には本契約を解除することができる。

（所有権移転及び費用）

第8条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに甲から乙に移転するものとし、甲は、速やかに当該所有権移転の嘱託登記をするものとする。

2 所有権移転登記に伴う登録免許税その他の費用は、乙が負担するものとする。

(契約の費用)

第9条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(買戻特約及び特約登記)

第10条 甲は乙に対し、第2条の売買代金及び乙の負担した本契約の費用を返還して、本物件を買戻すことができる。

2 買戻期間は、本契約締結後3年以内とする。

3 甲は、前2項に基づく買戻しの特約登記をすることができるものとする。この場合において、甲が請求したときは、乙は特約登記に必要な書類を第8条第1項の書類とともに、甲に提出しなければならない。

4 返還する売買代金等には利息を付さないものとする。

(重要事項の説明及び遵守)

第11条 乙は、本契約の別紙として添付された『重要事項説明書』の内容を十分理解・承諾した上で本契約を締結するものとし、同説明書に定める規定を遵守しなければならない。

(契約外の事項)

第12条 本契約に定めのない事項及び本契約に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名（個人の場合は署名とする。）押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 多 治 見 市

代表者 市長 高 木 貴 行

乙 所在地

名称

代表者名

市有財産（売買物件）

土地	所 在	地 番	地 目	公簿面積
	多治見市光ヶ丘四丁目	48 番 4	宅地	1104.32 m ²
	多治見市光ヶ丘四丁目	48 番 10	宅地	769.11 m ²
建物	施設名	建築年	延床面積	構 造
	①旧北消防署庁舎	昭和 46 年新築 平成 4 年増築	<u>1319.29 m²</u>	<u>鉄筋コンクリート造亜鉛</u> <u>メッキ鋼板ぶき 3 階建</u>
	②倉庫	昭和 54 年新築 平成 6 年増築	<u>145.45 m²</u>	<u>鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき</u> <u>陸屋根 2 階建</u>
その他	既存地下躯体	地番	大きさ（約）	構造躯体
	<u>ア</u> 防火水槽	<u>48 番 4</u>	<u>2 m × 2 m × 3 m</u>	鉄筋コンクリート製
	<u>イ</u> 防火水槽	<u>48 番 10</u>	<u>2 m × 2 m × 3 m</u>	鉄筋コンクリート製
	敷地内に存する未登記の物置等の付属物・工作物一切を含む			